



## 【大阪府認可校以外の高等学校等用・通常制度】 【重要】このお知らせは、必ず保護者に渡してください。 (令和4年度)

### 私立高等学校等奨学のための給付金受給申請手続きについて

#### 制度概要

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、府内に在住する低所得者世帯の保護者等に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、奨学のための給付金を支給します。(返済の必要はありません。)

#### 要件

令和4年7月1日時点において、次の①～⑤の要件をすべて満たしている必要があります。

- ① 保護者等全員の令和4年度の市町村民税及び道府県民税の所得割(以下、「所得割」という。)が非課税、もしくは生活保護(生業扶助)受給世帯であること
- ② 保護者等全員が、大阪府内に在住していること(※)
- ③ 生徒が、高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者、または高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)の補助対象となる者であること
- ④ 生徒が、高等学校等就学支援金の支給対象校に在学し、休学していないこと(令和5年3月1日までに復学した場合は給付対象となりますので、復学日までに大阪府(裏面問合せ先参照)にお問い合わせください。)
- ⑤ 生徒が、平成26年4月1日以降に、高等学校等の第1学年に入学していること(平成27年4月1日以降に第2学年に、平成28年4月1日以降に第2・3学年に編転入学している生徒を含みます。)

※ 保護者等のいずれか一方が他の都道府県に在住している場合は、生活の本拠が大阪府内にある世帯で、かつ、他の都道府県に対し奨学のための給付金を申請しない場合に限り、申請できます。

#### 給付金額

区分	対象生徒の区分	給付金額	
		全日制・定時制	通信制
1	生活保護(生業扶助)受給世帯に扶養されている生徒	52,600円	
2	区分3に該当する兄弟姉妹のいない生徒  令和4年度 所得割 非課税世帯	134,600円	52,100円
3	生徒と同じ世帯に扶養されている兄弟姉妹がa・bのいずれかに該当する場合(※1 ※2 ※3 ※4) a 兄・姉が高等学校等(全日制・定時制・通信制・専攻科)に在学する場合 b 15歳以上23歳未満で、中学校や高等学校等(全日制・定時制)に在学していない場合	152,000円	

- ※1 働いていないこと(収入が扶養の範囲内の方は除きます。)  
※2 年齢及び扶養者の状況は、令和4年7月1日時点で判断し、扶養の状況は健康保険証の組合員氏名が保護者等であることで判断します。  
※3 一人親の場合、当該兄弟姉妹は、申請者(保護者等)に扶養されていることが必要であり、養子縁組をしていない再婚相手等申請者以外の親に扶養されている場合は、上表の兄弟姉妹に該当しません。  
※4 高等学校等とは、高等学校、中等教育学校(後期課程)、高等専門学校(第1学年～第3学年)、専修学校(高等課程)、専修学校(一般課程)または各種学校の一部を指します。

#### 申請期限

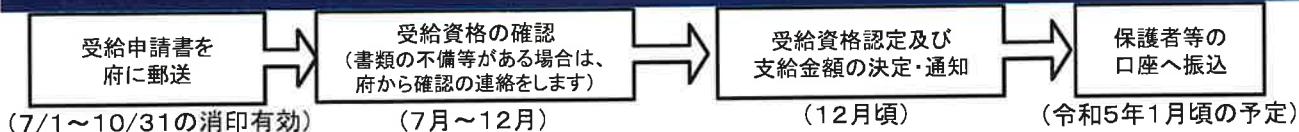
申請書類等は、必ず期限内に提出してください。

### 令和4年10月31日(月曜日)【消印有効】

※郵便の消印日付が令和4年11月1日以降の場合、給付金を受け取ることができませんので、ご注意ください。  
※10月31日に発送する場合は、必ず郵便局で10月31日の消印を受けてください。

#### 給付金の支給の流れ

申請時期によって予定が変動することがあります。



## 申請に必要な書類

支給を受けようとする保護者等は、下記の書類を大阪府の定める期日までに提出してください。

下記の区分については、表面の【給付金額】をご参照ください。

区分			提出書類
1	2	3	
			<b>(1) 奨学のための給付金 受給申請書(様式第1号の2)</b> ※受給申請書の提出後に、申請者の変更(例:離婚・死別等による親権者の変更)、申請者の住所や連絡先の変更があった場合、大阪府ホームページから申請事項変更届(様式第2号)の用紙を印刷し、大阪府に提出してください。
	X	X	<b>(2) 生活保護受給証明書の原本</b> ※令和4年7月1日以降に発行されたもの ※扶助の種類(生業扶助)・世帯全員の氏名・生年月日・受給期間が記載されたもの
X			<b>(3) 保護者等全員の課税証明書等</b> ※下記の書類のいずれか(令和4年度のもの)をご提出ください。 ●市(町村)民税・道府県民税課税証明書または非課税証明書の原本 ●市(町村)民税・道府県民税非課税通知書の写し ●市(町村)民税・道府県民税の特別徴収税額の決定通知書の写し ※配偶者控除を受けている場合であっても、控除対象配偶者の課税証明書等の提出が必要です。
X			<b>(4) 生徒本人の健康保険証の写し</b> ※令和4年7月1日時点での有効なもの
X	X		<b>(5) 兄弟姉妹の健康保険証の写し</b> ※下記のいずれかに該当する場合に提出してください。 ●高等学校等(全日制・定時制・通信制・専攻科)に在学する兄・姉がいる場合 ●15歳以上23歳未満で、中学校や高等学校等(全日制・定時制)に在学していない兄弟姉妹がいる場合 ※15歳以上23歳未満の子とは、今年度は平成11年7月3日から平成19年4月1日までの間に生まれた子が該当します。 (「年齢のと考え方に関する法律」及び「年齢計算に関する法律」による) ※生徒本人が通信制の高等学校に通う場合や生徒の弟・妹が中学生以下の場合は提出不要です。
			<b>(6) 生徒本人の令和4年7月1日時点の在学を証明する書類</b> ※受給申請書の3ページ下段に、校長の証明を受ける場合、在学証明書は省略できます。
X	X		<b>(7) 兄弟姉妹の高等学校の在学証明書</b> ※下記のいずれかに該当する場合に提出してください。 ●高等学校等(全日制・定時制・通信制・専攻科)に在学する兄・姉が23歳以上の場合 ●15歳以上23歳未満で、高等学校(通信制)に在学する弟・妹がいる場合 ※生徒本人が通信制の高等学校に通う場合は提出不要です。
			<b>(8) 給付金振込先口座の通帳等の写し</b> ※金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人が分かるページの写し(ネットバンキング可)を提出してください。
X			<b>(9) 住民票</b> ※下記のいずれかに該当する場合に提出してください。 ●住民税の課税額等を証明する書類の発行者が大阪府以外の市町村である場合 ●令和4年7月1日時点で大阪府内に在住しているが、令和4年1月1日時点では他府県に住所を有していた場合 ●【区分3のみ】生徒本人・兄弟姉妹の健康保険証が国民健康保険で、世帯主氏名が保護者等と異なる場合

※ 保護者等全員の課税額を証明する書類が提出できない場合(例:海外単身赴任の場合等)、

給付金を受け取ることができません。

## 送付先

〒540-8570 大阪市中央区大手前3-1-43 大阪府庁新別館南館9階

大阪府教育庁 私学課 奨学のための給付金担当 宛

※ 受給申請書等の送付に必要な普通郵便料金は140円です。

ただし、普通郵便の場合、追跡確認はできません。また、電話問合せによる到達確認にも対応できません。

※ 郵便事故等が心配な方は、特定記録(普通郵便料金+160円程度)や簡易書留(普通郵便料金+320円

程度)による郵便をご利用ください。(郵便局HP等において到達までの追跡が可能です。)

## 問合せ先

- 府民お問合せセンター ピピっとライン 電話 : 06-6910-8001 FAX : 06-6910-8005
- 教育庁 私学課 奨学のための給付金担当 電話 : 06-6941-0351(代) FAX : 06-6210-9409
- 〒540-8570 大阪市中央区大手前3-1-43 大阪府庁新別館南館9階
- 大阪府ホームページ 「大阪府私立高等学校等奨学のための給付金について」 携帯、スマートフォンから→  
[https://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/shigakumushouka/syougaku\\_kyuuu.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/shigakumushouka/syougaku_kyuuu.html)

